

令和5年5月25日開会

第753回むつ市教育委員会

議案等関係書類

< 目 次 >

- 議案第1号 むつ市育英基金の特例に関する条例及びむつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例を廃止する条例（総務課）
- 議案第2号 むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例施行規則を廃止する規則（総務課）
- 議案第3号 むつ市教育委員会事務局職員等のテレワークに関する規程の一部を改正する訓令（総務課）
- 議案第4号 むつ市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則（総務課）
- 議案第5号 工事計画の策定について（総務課）
- 議案第6号 工事計画の策定について（総務課）

< 事務局からの報告事項 >

- 報告第1号 天然記念物下北半島のサル及びサル生息北限地の現状変更（一時捕獲）終了報告について（生涯学習課）
- 報告第2号 むつ市学校教育プラン検証委員会について（学校教育課）
- 報告第3号 新型コロナウイルス感染症に係る対応について（総務課）

< その他 >

議案第1号

むつ市育英基金の特例に関する条例及びむつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例を廃止する条例

むつ市育英基金の特例に関する条例及びむつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例を廃止したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和5年5月25日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

本案は、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、今後当該条例に基づいた給付又は貸与を行う見込みがなくなったことから廃止するためのものである。

むつ市育英基金の特例に関する条例及びむつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) むつ市育英基金の特例に関する条例（令和2年むつ市条例第19号）
- (2) むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例（令和2年むつ市条例第20号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前のむつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例（以下「旧条例」という。）に基づき貸与を受けた支援金については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第 2 号

むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例施行規則を廃止する
規則

むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例施行規則を廃止したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を
求める。

令和 5 年 5 月 2 5 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

本案は、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における位置付けが 5 類感染症に変更されたことに伴い、今後当該規則に基づいた給付又は貸与を行う見込みがなくなったことから廃止するためのものである。

むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例施行規則を廃止
する規則

令和 5 年 月 日 公布
むつ市教育委員会規則第 号

むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例施行規則（令和 2 年むつ市教育委員会規則第 6 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による廃止前のむつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）に基づき貸与を受けた支援金については、旧規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

議案第 3 号

むつ市教育委員会事務局職員等のテレワークに関する規程の一部を改正する訓令

むつ市教育委員会事務局職員等のテレワークに関する規程の一部を改正する訓令を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 2 5 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

本案は、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における位置付けが 5 類感染症に変更されたことに伴い、今後テレワークの実施目的から新型コロナウイルスに係る事項を削るためのものである。

むつ市教育委員会事務局職員等のテレワークに関する規程の一部を改正する
訓令

令和 年 月 日公表
むつ市教育委員会訓令甲第 号

むつ市教育委員会事務局職員等のテレワークに関する規程（令和3年むつ市教育委員会訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに新型コロナウイルス感染症拡大防止」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

議案第 4 号

むつ市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

むつ市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 2 5 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

本案は、むつ市教育委員会会議規則にて基づき行われる、むつ市教育委員会について、会議名称をむつ市教育委員会会議と改めたいことから、所要の条文改正を行うためのものである。

むつ市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

令和 5 年 5 月 日 公布

むつ市教育委員会規則第 号

むつ市教育委員会事務委任規則（昭和 40 年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び第 4 条第 3 項中「教育委員会」を「教育委員会会議」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第5号

工事計画の策定について

(仮称)むつ市防災食育センター建設工事について、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第8号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和5年5月25日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

本案は、老朽化が進んでいるむつ地区、大畑地区各校の給食調理室及び給食センターを統合し、かつ災害対応能力も有する新センターを建設するためのものである。

1 事業概要

本案は、老朽化の進むむつ地区、大畑地区各校の給食調理室及び給食センターを統合した新センターを、防衛省の「防衛施設周辺環境の整備等に関する法律」に基づく補助金を活用して建設するものである。

本施設は、平時最大3,500食の給食調理を行いながら見学も受け入れ、食育の推進にも寄与するほか、要請に応じて駐車場をドクターヘリの着陸場所として活用する。また、災害時には炊飯機能を活用して避難所へ非常食を提供するほか、駐車場は防災広場としての利用も想定している。

2 工事場所（建設地）

むつ市大字関根字北関根地内（旧関根中学校跡地）

3 建設スケジュール（予定）

令和5年 5月 8日 一般競争入札に係る公告

令和5年 6月19日 入札（入札後仮契約）

令和5年 6月22日 本契約に係る議会提案

※仮契約後、議会提案までの間に本件を教育委員会に諮るいとまが無いことから、教育長による臨時代理としたい。

令和5年 6月30日 議決後、本契約

令和7年 2月14日 工事完了（工事期間19か月間）

4 予算

事業費	3,273,809千円
令和5年度	595,238千円
令和6年度	2,678,571千円
（※予定価格	3,074,000千円）

財 源：防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金

令和5年度	300,000千円
令和6年度	1,350,000千円
合計	1,650,000千円

旧合併特例事業債

	令和5年度	280,400千円
	令和6年度	1,262,100千円
	合計	1,542,500千円
一般財源	令和5年度	14,838千円
	令和6年度	66,471千円
	合計	81,309千円

議案第6号

工事計画の策定について

(仮称)むつ市防災食育センター建設工事(プール解体工事)について、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第8号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和5年5月25日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

本案は、(仮称)むつ市防災食育センターの建設に伴い、建設予定地に立地しているため支障となっている旧関根中学校プールの解体工事を行うためのものである。

1 事業概要

本案は、(仮称)むつ市防災食育センターの建設に伴い、建設予定地に立地しているため支障となっている旧関根中学校プールの解体工事を行うものである。

2 工事場所

むつ市大字関根字北関根地内(旧関根中学校プール)

3 工事スケジュール

令和5年 6月上旬 指名競争入札、契約締結
令和5年 6月中旬 ~ 令和5年11月末 工事契約期間

4 予算

事業費(支障建築物等解体撤去工事)	38,775千円
財源:旧合併特例事業債	36,800千円
一般財源	1,975千円

報告第1号

天然記念物下北半島のサル及びサル生息北限地の現状変更等（一時捕獲） 終了報告について

令和4年6月29日付け、むつ市教育委員会指令第16号で許可した現状変更（一時捕獲）について、令和5年4月26日付け、む農林第50号でむつ市長から終了報告が提出されたことから報告するものであります。

1 許可内容

- ・市内に生息するニホンザルの群れ33群に対し、各群2頭ずつ、計66頭に発信器を装着する。

2 捕獲頭数

- ・4群4頭
発信器取り付け後、元の群へ復帰させた。

むつ市学校教育プラン検証委員会について

令和5年度から開始された「むつ市学校教育プラン」の検証を行うため、むつ市学校教育プラン検証委員会を開催するための設置要綱を制定しましたので報告いたします。

1 むつ市学校教育プラン検証委員会の概要について

- ・ 教育に関する理解及び識見を有する委員で組織する。
- ・ 検証委員会を開催し、委員から意見を聴取する。

2 今年度の予定について

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ・ 第1回むつ市学校教育プラン検証委員会会議 | 令和5年9月26日(火) |
| ・ むつ市学校教育プランに関する意識調査の実施 | 令和5年11月～12月 |
| ・ 第2回むつ市学校教育プラン検証委員会会議 | 令和6年2月9日(金) |

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

第752回教育委員会から本日までの間において対応した事項について報告いたします。

●周知事項

- ・5類感染症移行後の新型コロナウイルスの対応について